

平成29年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

平成30年5月

岡山県農林水産部

目次

	Page
1 協定の概要 -----	1
(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村	
(2) 協定締結数	
(3) 交付金交付面積	
(4) 交付金額	
(5) 協定参加者等	
(6) 協定の平均的な姿	
(7) 集落協定の規模別協定数	
2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額 -----	5
3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等 -----	6
4 市町村別協定取組内訳 -----	7
5 集落協定における農業生産活動等の実施状況-----	8
(1) 集落マスタープランの内容	
(2) 耕作放棄の防止等の活動	
(3) 水路・農道等の管理活動	
(4) 多面的機能を増進する活動	
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況---	11
(1) 農用地等保全マップに関する事項	
(2) 選択的必須要件(A、B又はC要件)に関する事項	
7 加算措置の取組状況 -----	13
8 集落協定における交付金の使用方法等 -----	13
(1) 交付金の配分状況	
(2) 共同取組活動への使用状況	
(3) 共同取組活動のための積立状況	
 [参考]	
中山間地域等直接支払制度(平成27～31年度)のあらまし-----	16
中山間地域等直接支払制度対象地域図	
協定の取組活動事例	

平成29年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

※（ ）は28年度との対比

- 協定締結市町村：25市町村（増減なし）
- 協定締結数：1,337協定（16協定増、1.2%増）
- 交付金交付面積：12,086ha（138ha増、1.2%増）
- 交付金額：1,808百万円（23百万円増、1.3%増）
- 集落協定の参加農業者：20,456人（313人増）

1 協定の概要

(1) 市町村促進計画の策定、協定締結市町村

直接支払対象農用地を有する25市町村全てで市町村促進計画が策定され、協定に基づく活動が展開されている。

区 分		市 町 村 名	
対象地域 (25)	促進計画策定済 (25)	協定締結有 (25)	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、矢掛町、津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町
		未締結 (0)	—
非対象地域 (2)			早島町、里庄町

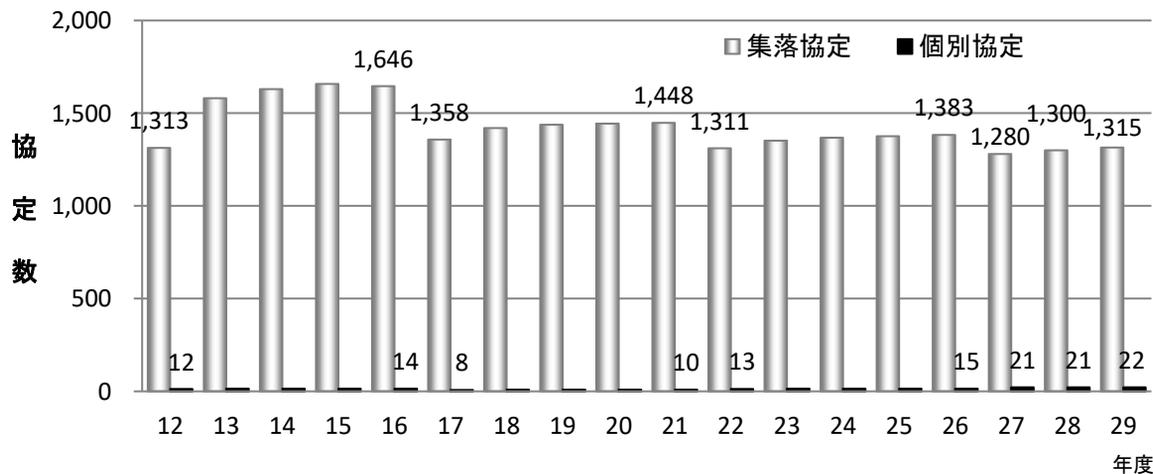
注) 「対象地域」は、直接支払の対象地域（全域又は一部）を有する市町村

(2) 協定締結数

協定締結数は、平成28年度に比べて16協定、1.2%増加し、1,337協定となった。市町村別で、集落協定等の締結数が最も多いのは、吉備中央町の194協定で、次いで真庭市の179協定、高梁市、津山市の135協定の順となっている。

集落協定数は、新規締結により津山市など10市町で19協定増加し、協定の統合により津山市、赤磐市で2協定の減、赤磐市、美作市で2協定の廃止のため、全体で15協定の増となった。新規締結のうち1協定は、第3期対策の取組を行っていた協定の復活である。

個別協定については、津山市で1協定増加した。

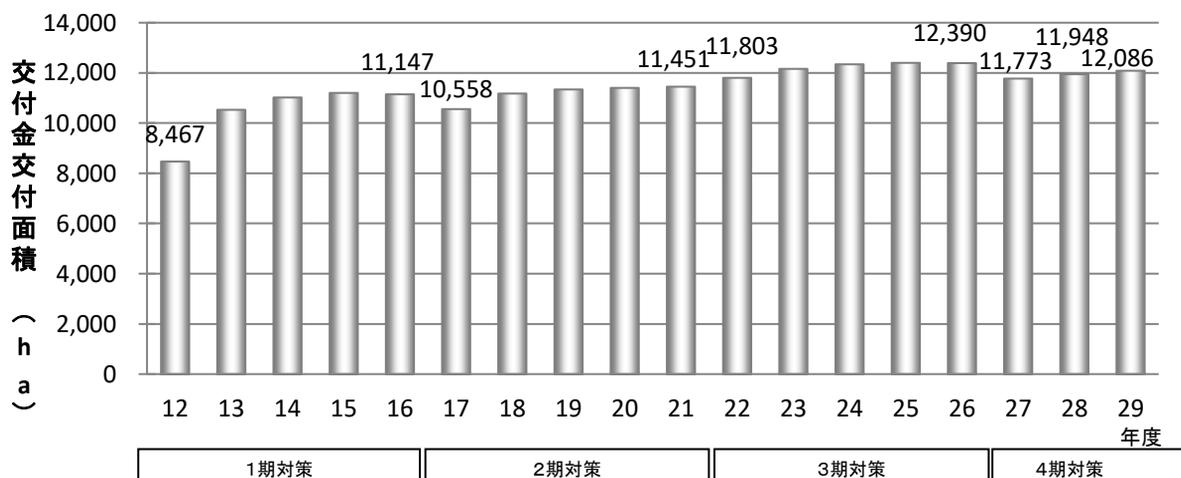


1期対策	2期対策	3期対策	4期対策
------	------	------	------

(3) 交付金交付面積

交付金交付面積は前年度と比べ138ha、1.2%増加し、12,086haとなった。交付面積が最も多いのは吉備中央町の1,763haで、次いで真庭市1,595ha、津山市1,374haとなっている。

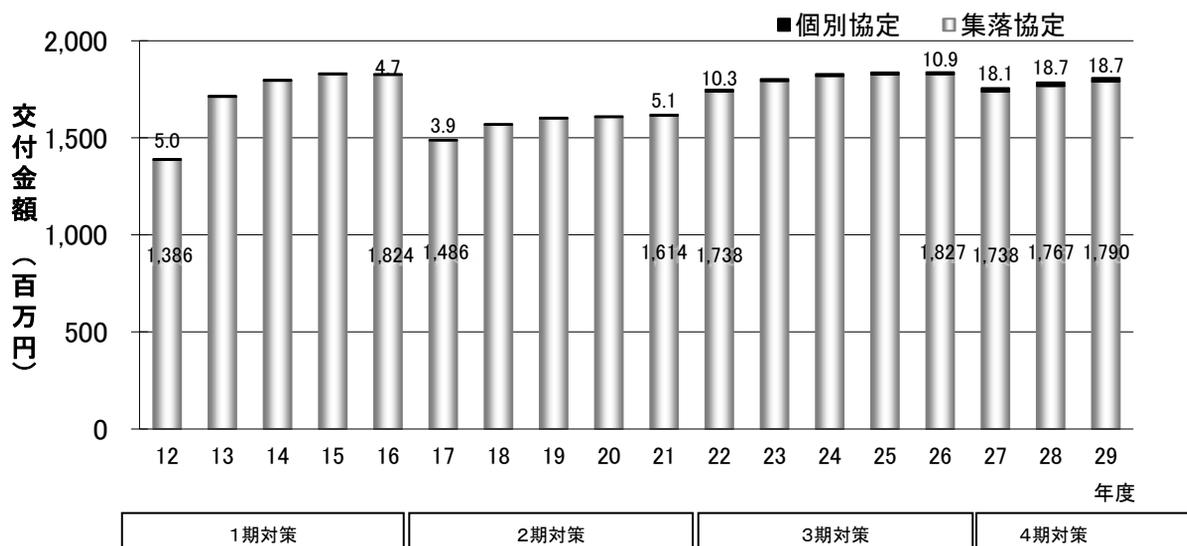
市町村別では、津山市（19.7ha増）など19市町が増加した。



(4) 交付金額

交付金額は、前年度と比べ23,367千円、1.3%増加し1,808,726千円となった。交付金額が最も多いのは吉備中央町の282,297千円で、次いで津山市、真庭市、高梁市の順となっている。

また、市町村別の前年度からの増減は、赤磐市（4,878千円増）など19市町村で増加し、交付面積が減少した矢掛町のみ5千円減少した。

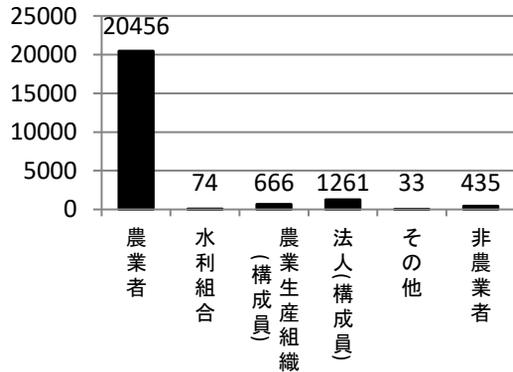


(5) 協定参加者等

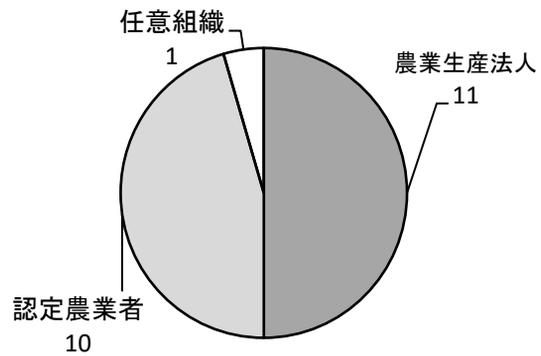
集落協定参加は延べ22,925人で、その内訳としては農業者が最も多く20,456人で、前年度から313人増加した。

個別協定の経営形態は、農作業受託等を行う農業生産法人が11協定と最も多く、認定農業者が10協定、任意組織1協定となっている。

集落協定参加者の内訳(25市町村)



個別協定経営形態別の内訳(6市町)



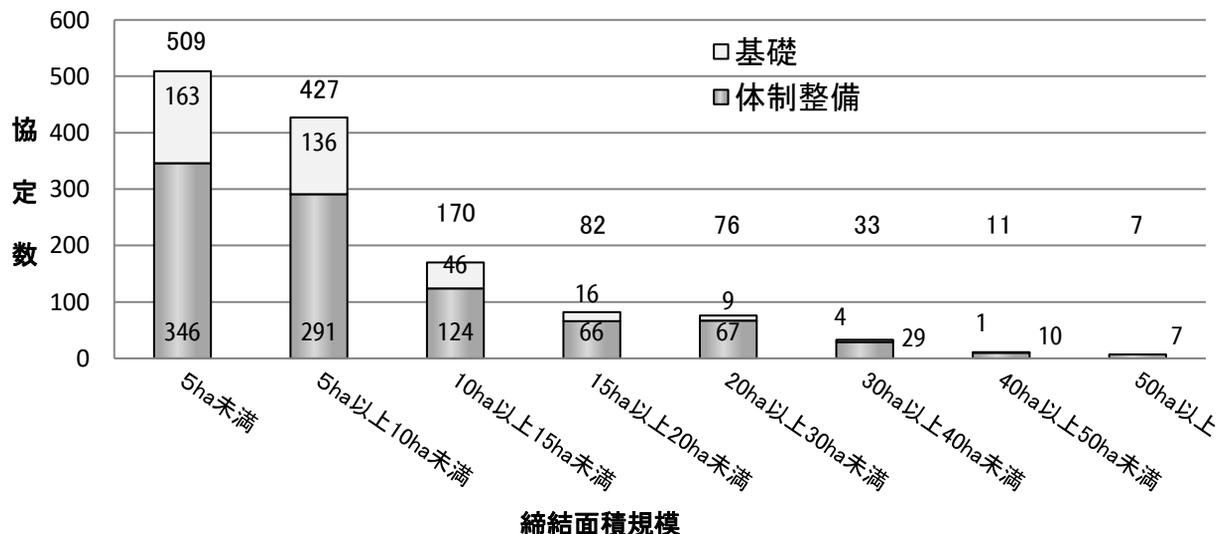
(6) 協定の平均的な姿

区分	協定平均			参加農業者平均	
	参加農業者数(人)	交付面積(ha)	交付金額(千円)	交付面積(a)	交付金額(千円)
集落協定	15.6	9.1	1,360	58	87
基礎単価	13.0	7.1	858	55	66
体制整備単価	16.2	9.7	1,526	60	94
個別協定		5.9	904		
全協定平均	15.3	9.0	1,353	59	88

注) 交付金額は、個人配分と共同取組活動への配分額の合計である。

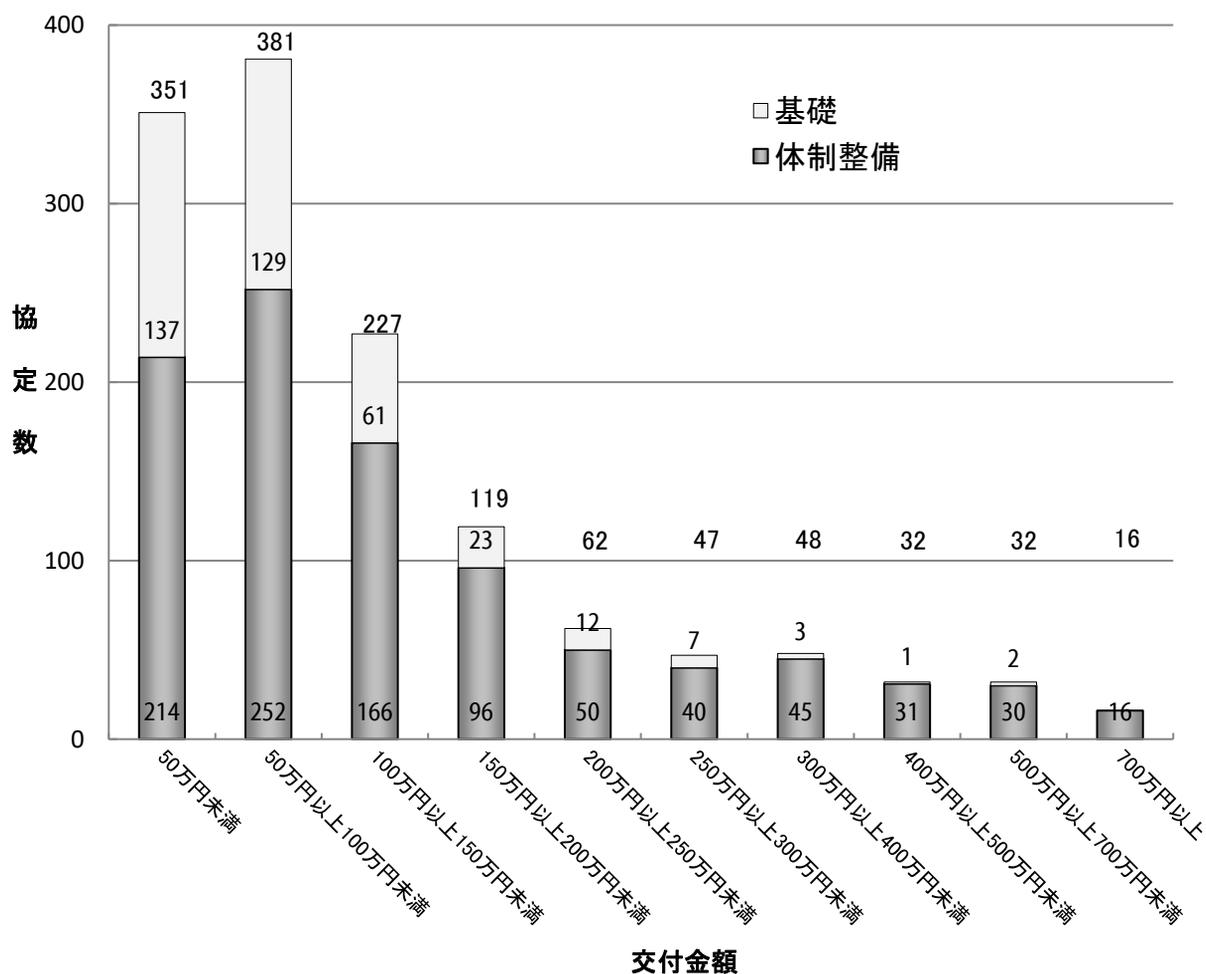
(7) 集落協定の規模別協定数 ア 集落協定締結面積規模別

集落協定の締結面積規模別の協定数は、1,315協定のうち、5ha未満が509協定と約4割を占め、面積規模の階層が大きくなるにつれて協定数は減少している。



イ 交付金額別

交付金額別の集落協定数は、1,315協定のうち、50万円以上100万円未満が381協定(29.0%)と最も多く、次いで50万円未満が351協定(26.7%)となっている。100万円以上の協定では交付金額の階層が高くなるにつれて、その数は減少する傾向にある。



2 協定農用地の地目別・基準別の面積及び交付金額

() は前年度

区 分		交付面積 (ha)	対象農用地面積 (ha)	交付金額 (千円)
田 ①		11,574 (11,445)	15,551 (15,494)	1,777,877 (1,755,000)
8 法内	急傾斜地	6,539 (6,486)	8,797 (8,690)	1,344,416 (1,329,621)
	小区画・ 不整形	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	緩傾斜地	4,600 (4,538)	5,722 (5,682)	352,547 (346,435)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		436 (422)	1,032 (1,122)	80,913 (78,944)
畑 ②		486 (476)	948 (853)	30,124 (29,634)
8 法内	急傾斜地	159 (157)	271 (222)	17,760 (17,542)
	緩傾斜地	311 (304)	571 (533)	10,637 (10,393)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		16 (15)	106 (98)	1,727 (1,700)
草地 ③		21 (21)	117 (96)	677 (677)
8 法内	急傾斜地	1 (1)	4 (3)	135 (135)
	緩傾斜地	19 (19)	114 (93)	543 (543)
	高齢化率・ 耕作放棄率	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
採草放牧地 ④		5 (5)	5 (33)	48 (48)
8 法内	急傾斜地	5 (5)	4 (5)	46 (46)
	緩傾斜地	1 (1)	1 (28)	2 (2)
8 法外特認		0 (0)	0 (0)	0 (0)
計 ①+②+③+④		12,086 (11,948)	16,622 (16,477)	1,808,726 (1,785,359)

単位未満四捨五入のため、計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

対象農用地面積は、対象農用地の基準に該当する農用地のうち市町村が促進計画に定めた農用地面積。

3 市町村別協定数・交付面積・交付金額等

() は前年度
単位：件、人、ha、千円

基本方針 策定市町村	協定数			集落協定 参加 農業者数	交付面積					交付金額			
	集落 協定	個別 協定	計		集落協定	個別 協定	計	基 礎 単価面積	体制整備 単価面積	集落協定	個別協定	計	
備 前	岡山市	51 (48)	1 (1)	52 (49)	811 (717)	320 (304)	8 (6)	329 (310)	81 (75)	248 (234)	45,268 (42,859)	1,732 (1,215)	47,001 (44,075)
	玉野市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	13 (13)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	475 (475)	0 (0)	475 (475)
	備前市	14 (13)	0 (0)	14 (13)	241 (239)	93 (91)	0 (0)	93 (91)	27 (27)	65 (64)	14,954 (14,699)	0 (0)	14,954 (14,699)
	瀬戸内市	3 (3)	0 (0)	3 (3)	17 (14)	6 (3)	0 (0)	6 (3)	6 (5)	0 (0)	836 (654)	0 (0)	836 (654)
	赤磐市	44 (44)	0 (0)	44 (44)	807 (773)	526 (513)	0 (0)	526 (513)	209 (310)	317 (203)	89,966 (85,088)	0 (0)	89,966 (85,088)
	和気町	36 (36)	0 (0)	36 (36)	443 (420)	179 (177)	0 (0)	179 (177)	82 (82)	97 (95)	33,703 (33,434)	0 (0)	33,703 (33,434)
	吉備中央町	180 (179)	14 (14)	194 (193)	2,376 (2,329)	1,675 (1,666)	88 (88)	1,763 (1,754)	219 (219)	1,544 (1,535)	267,280 (266,126)	15,017 (14,864)	282,297 (280,990)
小 計 (7)	329 (324)	15 (15)	344 (339)	4,708 (4,505)	2,801 (2,759)	96 (94)	2,897 (2,852)	624 (718)	2,273 (2,134)	452,482 (443,336)	16,749 (16,079)	469,231 (459,415)	
備 中	倉敷市	4 (4)	0 (0)	4 (4)	39 (39)	11 (11)	0 (0)	11 (11)	11 (11)	0 (0)	1,676 (1,676)	0 (0)	1,676 (1,676)
	笠岡市	6 (6)	0 (0)	6 (6)	101 (104)	20 (19)	0 (0)	20 (19)	0 (0)	20 (19)	4,166 (4,028)	0 (0)	4,166 (4,028)
	井原市	12 (9)	0 (0)	12 (9)	191 (151)	75 (64)	0 (0)	75 (64)	0 (0)	75 (64)	13,501 (11,744)	0 (0)	13,501 (11,744)
	総社市	8 (8)	0 (0)	8 (8)	82 (84)	46 (46)	0 (0)	46 (46)	21 (21)	25 (25)	8,814 (8,814)	0 (0)	8,814 (8,814)
	高梁市	132 (132)	3 (3)	135 (135)	1,673 (1,696)	1,003 (998)	18 (17)	1,021 (1,015)	364 (362)	657 (653)	164,545 (163,816)	1,327 (1,201)	165,872 (165,018)
	新見市	115 (114)	1 (1)	116 (1,115)	1,353 (1,356)	912 (897)	2 (2)	914 (899)	239 (240)	675 (658)	118,658 (116,651)	433 (433)	119,091 (117,084)
	浅口市	1 (1)	0 (0)	1 (1)	16 (16)	12 (12)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	12 (12)	1,405 (1,405)	0 (0)	1,405 (1,405)
矢掛町	16 (16)	0 (0)	16 (16)	242 (244)	83 (83)	0 (0)	83 (83)	59 (59)	24 (24)	13,396 (13,401)	0 (0)	13,396 (13,401)	
小 計 (8)	294 (190)	4 (4)	298 (294)	3,697 (3,690)	2,161 (2,131)	20 (19)	2,182 (2,150)	694 (693)	1,488 (1,457)	326,160 (321,536)	1,760 (1,634)	327,920 (323,170)	
美 作	津山市	133 (130)	2 (1)	135 (131)	2,352 (2,331)	1,367 (1,348)	7 (6)	1,374 (1,354)	138 (133)	1,236 (1,222)	215,286 (212,383)	965 (912)	216,251 (213,295)
	真庭市	179 (178)	0 (0)	179 (178)	3,102 (3,081)	1,595 (1,590)	0 (0)	1,595 (1,590)	742 (738)	853 (851)	185,936 (185,370)	0 (0)	185,936 (185,370)
	美作市	81 (81)	1 (1)	82 (82)	1,785 (1,736)	890 (879)	5 (1)	895 (881)	325 (327)	570 (554)	114,011 (112,748)	42 (88)	114,432 (112,836)
	新庄村	15 (15)	0 (0)	15 (15)	230 (230)	170 (170)	0 (0)	170 (170)	0 (0)	170 (170)	25,997 (25,983)	0 (0)	25,997 (25,983)
	鏡野町	105 (103)	0 (0)	105 (103)	995 (976)	571 (564)	0 (0)	571 (564)	26 (28)	546 (536)	88,191 (86,569)	0 (0)	88,191 (86,569)
	勝央町	11 (11)	0 (0)	11 (11)	145 (151)	54 (54)	0 (0)	54 (54)	0 (0)	54 (54)	11,293 (11,293)	0 (0)	11,293 (11,293)
	奈義町	19 (19)	0 (0)	19 (19)	813 (813)	608 (605)	0 (0)	608 (605)	0 (0)	608 (605)	66,813 (66,424)	0 (0)	66,813 (66,424)
	西粟倉村	20 (20)	0 (0)	20 (20)	259 (259)	113 (113)	0 (0)	113 (113)	0 (0)	113 (113)	16,130 (16,031)	0 (0)	16,130 (16,031)
	久米南町	36 (36)	0 (0)	36 (36)	845 (858)	688 (683)	0 (0)	688 (683)	84 (84)	604 (599)	126,218 (125,239)	0 (0)	126,218 (125,239)
美咲町	93 (93)	0 (0)	93 (93)	1,525 (1,513)	939 (933)	0 (0)	939 (933)	35 (35)	903 (897)	160,313 (159,735)	0 (0)	160,313 (159,735)	
小 計 (10)	692 (686)	3 (2)	695 (688)	12,051 (11,948)	6,995 (6,938)	12 (7)	7,007 (6,945)	1,350 (1,344)	5,657 (5,601)	1,010,188 (1,001,775)	1,007 (1,000)	1,011,575 (1,002,775)	
県 計 (25)	1,315 (1,300)	22 (21)	1,337 (1,321)	20,456 (20,143)	11,957 (11,828)	129 (120)	12,086 (11,948)	2,669 (2,718)	9,417 (9,192)	1,788,831 (1,766,646)	19,895 (18,713)	1,808,726 (1,785,359)	

注) 集落協定参加農業者数は延べ数である。
単位未満四捨五入のため計とその内訳の合計は一致しない場合がある。

4 市町村別協定取組内訳

単位：件

促進計画 策定市町村	集 落 協 定							個 別 協 定					合 計 (集落協定と個別協定の計)						(参考) 15ha以上の集落協定 集落戦略作成
	協定数							協定数					協定数						
	うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置				うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置			うち基礎単価	うち体制整備単価	うち加算措置					
			集落連携・機能維持加算	集落協定の広域化支援	小規模・高齢化集落支援	超急傾斜農地保全管理加算			集落連携・機能維持加算	小規模・高齢化集落支援	超急傾斜農地保全管理加算			集落連携・機能維持加算	集落協定の広域化支援	小規模・高齢化集落支援	超急傾斜農地保全管理加算		
備前	岡山市	51	15	36				1		1			52	15	37				4
	玉野市	1		1									1		1				
	備前市	14	4	10	1	1							14	4	10	1	1		1
	瀬戸内市	3	3										3	3					
	赤磐市	44	21	23									44	21	23				15
	和気町	36	16	20				1					36	16	20				1
	吉備中央町	180	34	146	2	2		9	14	14		4	194	34	160	2	2		13
	小計(7)	329	93	236	3	3		10	15	15		4	344	93	251	3	3		14
備中	倉敷市	4	4										4	4					
	笠岡市	6		6			1						6		6				1
	井原市	12		12			1						12		12				1
	総社市	8	3	5									8	3	5				
	高梁市	132	59	73				9	3	1	2		135	60	75				9
	新見市	115	39	76					1	1			116	39	77				12
	浅口市	1		1									1		1				
	矢掛町	16	11	5									16	11	5				
	小計(8)	294	116	178				11	4	1	3		298	117	181				11
美作	津山市	133	18	115	1	1		6	2	2			135	18	117	1	1		6
	真庭市	179	90	89	1	1		3					179	90	89	1	1		3
	美作市	81	39	42					1	1			82	39	43				20
	新庄村	15		15									15		15				2
	鏡野町	105	4	101	1	1		1					105	4	101	1	1		1
	勝央町	11		11									11		11				1
	奈義町	19		19									19		19				17
	西粟倉村	20		20									20		20				
	久米南町	36	7	29				8					36	7	29				8
	美咲町	93	8	85				5					93	8	85				5
	小計(10)	692	166	526	3	3		23	3	3			695	166	529	3	3		23
県計(25)	1,315	375	921	6	6		44	22	1	21		4	1,337	376	942	6	6		48

5 集落協定における農業生産活動等の実施状況（基礎単価が交付される活動）

(1) 集落マスタープランの内容

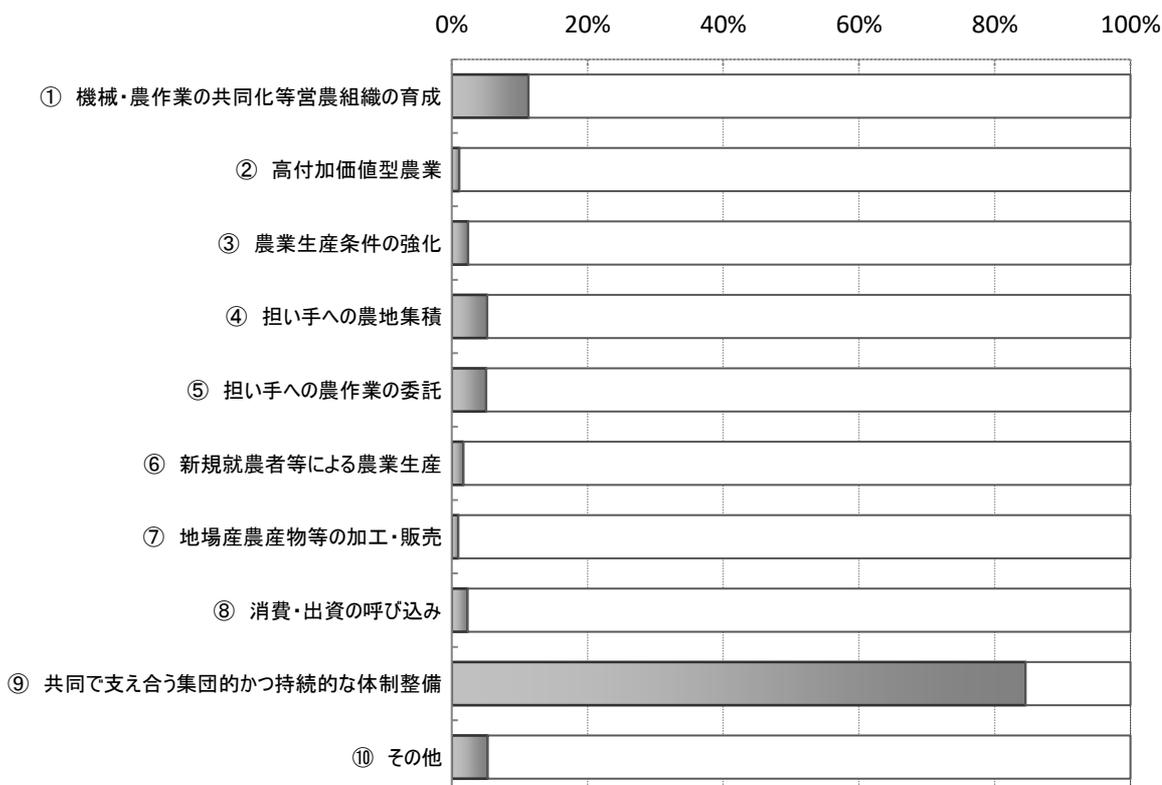
将来像を実現するための活動方策

共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が1,112協定（84.6%）と最も多く、次いで機械・農作業の共同化等営農組織の育成が149協定（11.3%）となっている。

「その他」の活動項目は、農地の効率的利用、鳥獣被害防止対策等である。

活動項目	協定数		全協定に占める割合	
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	149	(149)	11.3%	(11.5%)
② 高付加価値型農業	15	(14)	1.1%	(1.1%)
③ 農業生産条件の強化	32	(32)	2.4%	(2.5%)
④ 担い手への農地集積	69	(69)	5.2%	(5.3%)
⑤ 担い手への農作業の委託	67	(67)	5.1%	(5.2%)
⑥ 新規就農者等による農業生産	23	(23)	1.7%	(1.8%)
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	13	(13)	1.0%	(1.0%)
⑧ 消費・出資の呼び込み	31	(31)	2.4%	(2.4%)
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	1112	(1099)	84.6%	(84.5%)
⑩ その他	70	(69)	5.3%	(5.3%)

表中の（ ）は28年度で全集落協定は1,315協定

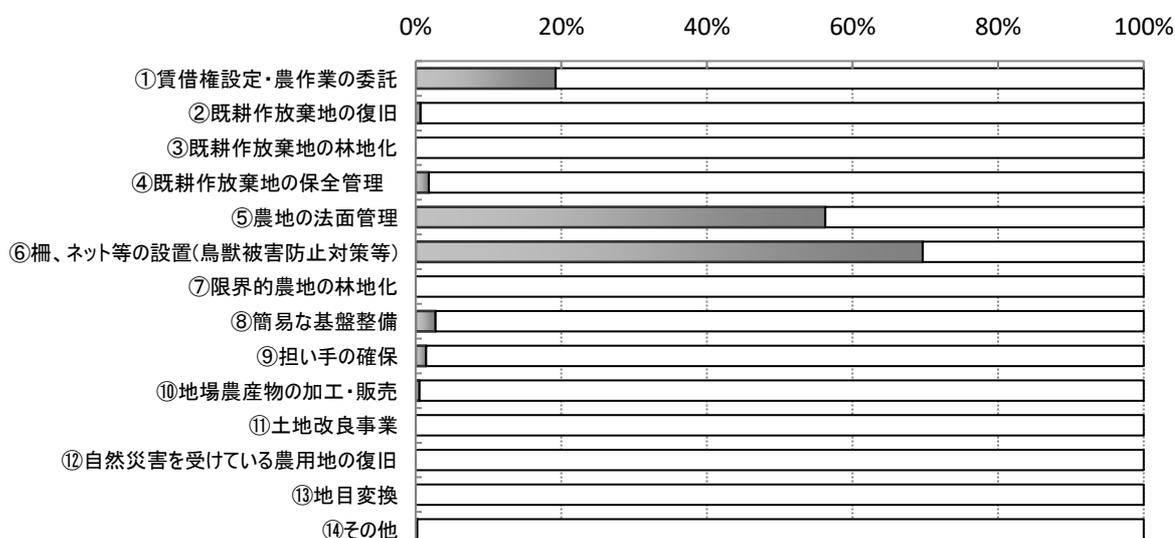


(2) 耕作放棄の防止等の活動

柵、ネット等の設置（鳥獣害被害防止対策等）を実施した協定が916(69.7%)と最も多く、次いで、農地の法面管理740協定(56.3%)、賃借権設定・農作業の委託253協定(19.2%)の順となっている。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①賃借権設定・農作業の委託	253 (254)	19.2% (19.5%)
②既耕作放棄地の復旧	9 (9)	0.7% (0.7%)
③既耕作放棄地の林地化	0 (0)	0.0% (0.0%)
④既耕作放棄地の保全管理	24 (16)	1.8% (1.2%)
⑤農地の法面管理	740 (729)	56.3% (56.1%)
⑥柵、ネット等の設置(鳥獣被害防止対策等)	916 (901)	69.7% (69.3%)
⑦限界的農地の林地化	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑧簡易な基盤整備	36 (36)	2.7% (2.8%)
⑨担い手の確保	19 (17)	1.4% (1.3%)
⑩地場農産物の加工・販売	7 (6)	0.5% (0.5%)
⑪土地改良事業	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑫自然災害を受けている農用地の復旧	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑬地目変換	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑭その他	3 (3)	0.2% (0.2%)

表中の()は28年度で全集落協定は1,315協定

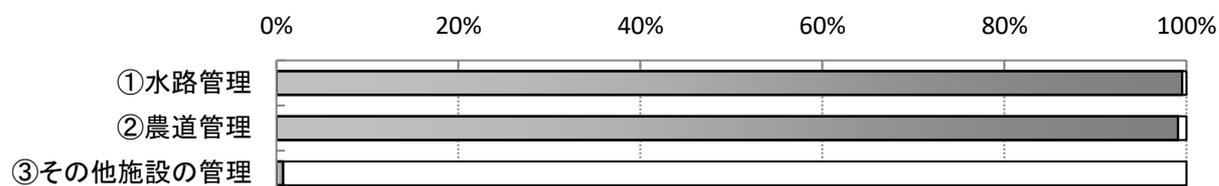


(3) 水路・農道等の管理活動

水路管理及び農道管理活動については、ほとんどの協定が実施した。

活動項目	協定数	全協定に占める割合
①水路管理	1,309 (1,293)	99.5% (101.0%)
②農道管理	1,303 (1,282)	99.1% (100.2%)
③その他施設の管理	10 (11)	0.8% (0.9%)

表中の()は28年度で全集落協定は1,315協定

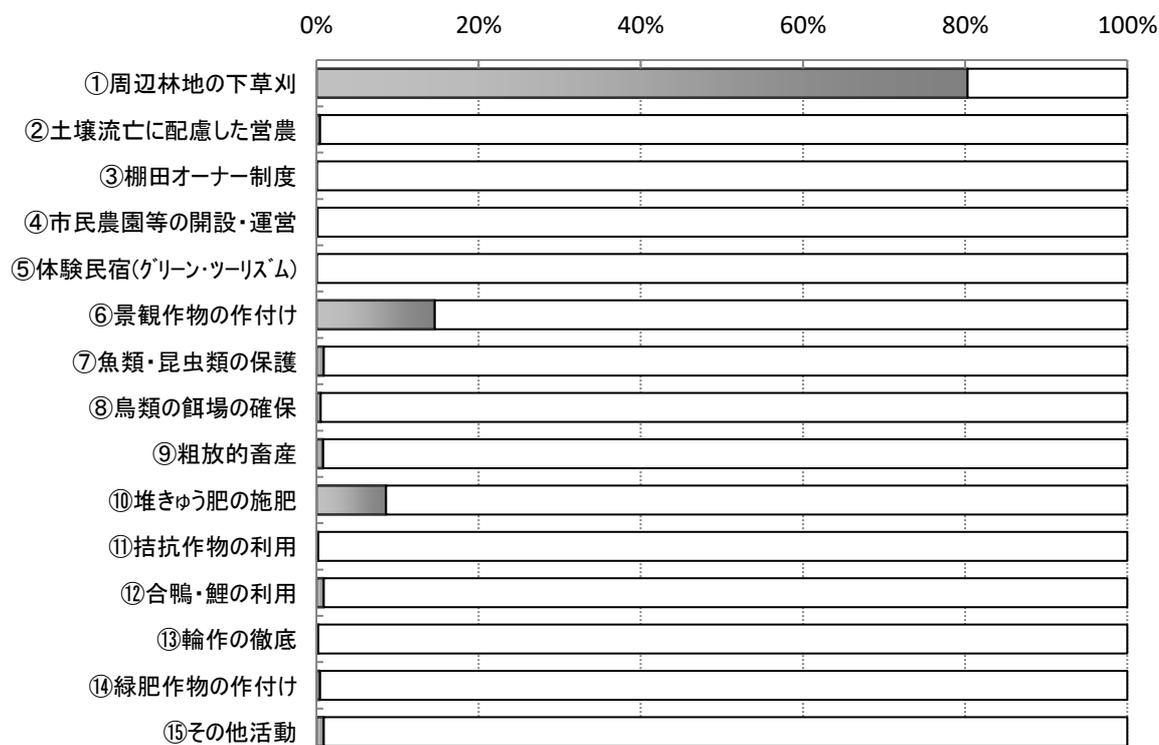


(4) 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈を実施した協定が1,056協定(80.3%)と最も多く、次いで、景観作物の作付け192協定(14.6%)、堆きゅう肥の施肥113協定(8.6%)の順になっている。

活動項目		協定数	全協定に占める割合
国土保全機能を高める取組	①周辺林地の下草刈	1,056 (1,037)	80.3% (79.8%)
	②土壌流亡に配慮した営農	6 (7)	0.5% (0.5%)
保健休養機能を高める取組	③棚田オーナー制度	1 (1)	0.1% (0.1%)
	④市民農園等の開設・運営	2 (1)	0.2% (0.1%)
	⑤体験民宿(グリーン・ツーリズム)	1 ()	0.1% (0.0%)
	⑥景観作物の作付け	192 (196)	14.6% (15.1%)
自然生態系の保全に資する取組	⑦魚類・昆虫類の保護	12 (11)	0.9% (0.8%)
	⑧鳥類の餌場の確保	7 (7)	0.5% (0.5%)
	⑨粗放的畜産	11 (11)	0.8% (0.8%)
	⑩堆きゅう肥の施肥	113 (111)	8.6% (8.5%)
	⑪拮抗作物の利用	3 ()	0.2% (0.0%)
	⑫合鴨・鯉の利用	12 (10)	0.9% (0.8%)
	⑬輪作の徹底	3 ()	0.2% (0.0%)
	⑭緑肥作物の作付け	6 (2)	0.5% (0.2%)
	⑮その他活動	12 (3)	0.9% (1.0%)

表中の()は28年度で全集落協定は1,315協定



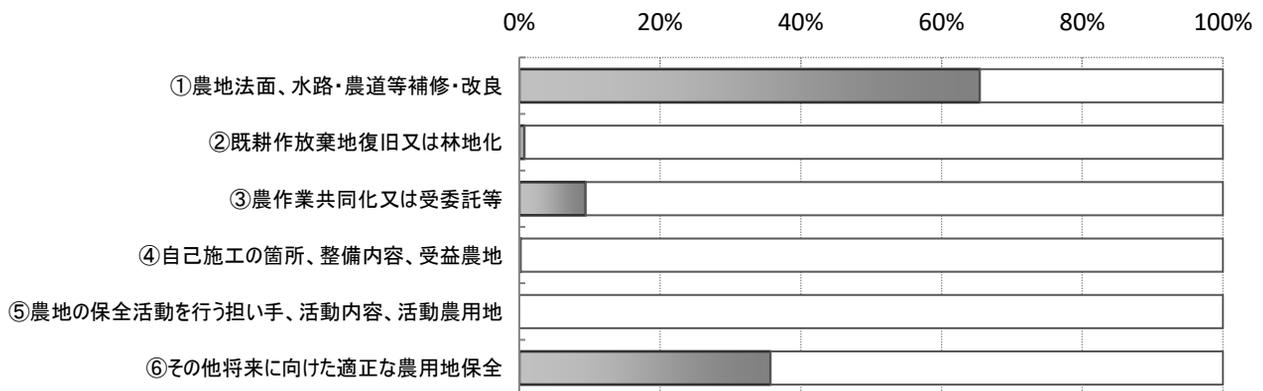
6 集落協定における農業生産活動等の体制整備の実施状況(体制整備単価が交付される活動)

(1) 農用地等保全マップに関する事項

体制整備単価が交付される活動に取り組んだ940集落協定中、農地法面、水路・農道等補修・改良に取り組んだ協定が603(65.5%)と最も多く、次いで、その他将来に向けた適正な農用地保全329協定(35.7%)、農作業共同化又は受委託等87協定(9.4%)などの順になっている。なお、その他将来に向けた適正な農用地保全では、鳥獣害防止対策、機械・施設の維持管理等に取り組んだ。

作成内容	協定数	全体制整備単価協定に占める割合
①農地法面、水路・農道等補修・改良	603 (587)	65.5% (63.7%)
②既耕作放棄地復旧又は林地化	7 (7)	0.8% (0.8%)
③農作業共同化又は受委託等	87 (87)	9.4% (9.4%)
④自己施工の箇所、整備内容、受益農地	2 (2)	0.2% (0.2%)
⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	0 (0)	0.0% (0.0%)
⑥その他将来に向けた適正な農用地保全	329 (320)	35.7% (34.7%)

表中の()は28年度で体制整備単価取組集落協定は940協定



(2) 選択的必須要件 (A、B又はC要件)に関する事項

ア) 要件の取組状況

ほとんどの協定がC要件のみ(918協定(97.7%))に取り組んでいる。なお、C要件と他要件を併用している協定は15協定(1.6%)となっている。

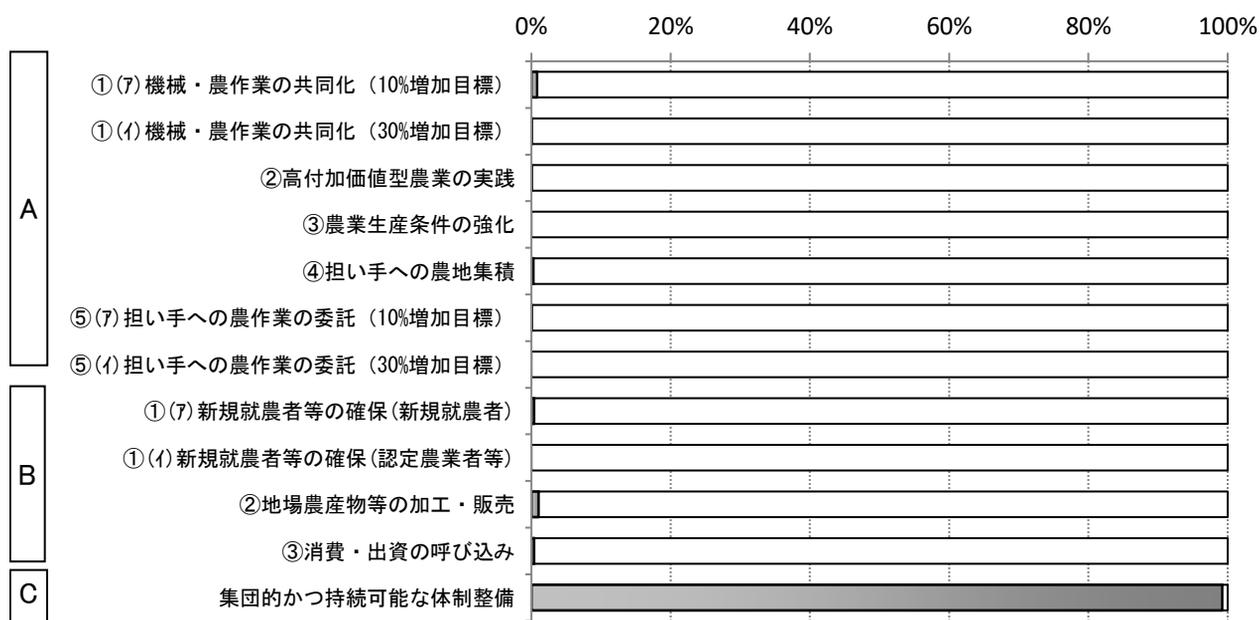
A要件のみ	B要件のみ	C要件のみ	A要件+B要件	A要件+C要件	B要件+C要件	A要件+B要件+C要件
3	4	918	0	5	9	1
0.3%	0.4%	97.7%	0.0%	0.5%	1.0%	0.1%

イ) 体制整備単価の取組内訳

C要件の集団的かつ持続可能な体制整備に取り組んだ協定が933協定(99.3%)、次いでB要件の地場農産物等の加工・販売が10協定(1.1%)となっている。

要件	活動項目	協定数	全体制整備単価協定に占める割合	備考(実績)
A ①(イ)選、択イ要件は21つ以上	①(ア)機械・農作業の共同化(10%増加目標)	8 (4)	0.9% (0.4%)	18ha
	①(イ)機械・農作業の共同化(30%増加目標)	1 (1)	0.1% (0.1%)	5ha
	②高付加価値型農業の実践	1 (0)	0.1% (0.0%)	
	③農業生産条件の強化	0 (0)	0.0% (0.0%)	
	④担い手への農地集積	3 (3)	0.3% (0.3%)	2ha
	⑤(ア)担い手への農作業の委託(10%増加目標)	1 (1)	0.1% (0.1%)	3ha
	⑤(イ)担い手への農作業の委託(30%増加目標)	0 (0)	0.0% (0.0%)	
B	①(ア)新規就農者等の確保(新規就農者)	4 (5)	0.4% (0.5%)	4人
	①(イ)新規就農者等の確保(認定農業者等)	0 (0)	0.0% (0.0%)	
	②地場農産物等の加工・販売	10 (11)	1.1% (1.2%)	1協定
	③消費・出資の呼び込み	0 (0)	0.0% (0.0%)	
C	集団的かつ持続可能な体制整備	933 (915)	99.3% (99.3%)	全取組協定で有効に機能

表中の()は28年度で体制整備単価取組集落協定は940協定



7 加算措置の取組状況（より積極的な取組に対する加算）

(1) 加算措置の取組協定数

加算措置に延べ54協定が取り組み、このうち、超急傾斜農地保全管理加算が48協定（3.6%）と最も多い。

集落連携・機能維持加算		集落協定の広域化支援		小規模・高齢化集落支援加算		超急傾斜農地保全管理加算		加算取組協定数計	
6	(5)	6	(5)	0	(0)	48	(47)	54	(52)
0.4%	(0.4%)	0.4%	(0.4%)	0.0%	(0.0%)	3.6%	(3.6%)	4.0%	(3.9%)

表中の()は28年度で全協定は1,337協定

(2) 加算措置の取組内容

集落協定の広域化支援は、6集落が連携し面積にして140haで取り組まれた。また、超急傾斜農地保全管理加算は54協定、505.3haで取り組まれた。

集落連携・機能維持加算		超急傾斜農地保全加算	
集落協定の広域化支援 実績面積 (ha)	小規模・高齢化集落支援 実績面積 (ha)	実施面積 (ha)	
140.5	0.0	505.3	
(108.4)	(0)	(500.7)	

表中の()は28年度で全協定は1,337協定

8 集落協定における交付金の使用方法等

(1) 交付金の配分状況

集落協定への交付金を農業者と共同取組活動に配分した協定は1,179協定（89.7%）と最も多く、全額を農業者に配分している協定が118協定（9.0%）、全額を共同取組活動に配分している協定が18協定（1.4%）となっている。

集落協定への交付金額は1,788,831千円で、その内、農業者への配分額は1,117,424千円（62.5%）、共同取組活動への配分額は671,406千円（37.5%）となっている。

ア 協定数

全集落協定数	全額を農業者へ	農業者と共同取組活動へ	全額を共同取組活動へ
1,315 (1,280)	118 (104)	1,179 (1,180)	18 (15)
協定に占める割合	9.0% (8.0%)	89.7% (90.8%)	1.4% (1.2%)

イ 交付金額

(千円)

交付総額	農業者への個人配分額	共同取組活動への配分額
1,788,831 (1,766,646)	1,117,424 (1,115,634)	671,406 (651,012)
交付総額に占める割合	62.5% (63.1%)	37.5% (36.9%)

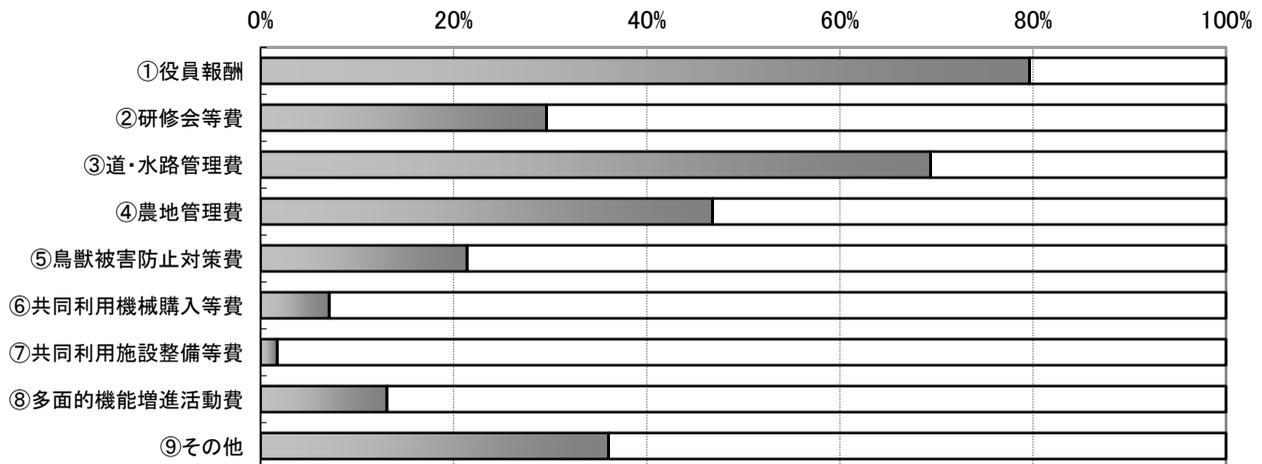
(2) 共同取組活動への使用状況

交付金の使途は、役員の報酬への使用が1,065協定(79.7%)と最も多く、次いで、道路・水路の維持管理に対する使用が928協定(69.4%)などの順になっている。

また、取組協定当たりの平均支出額は、共同利用機械購入等費が357千円と最も多く、次いで共同利用施設整備等費265千円、道・水路管理費258千円の順になっている。

活動項目	協定数	全集落協定に占める割合		取組協定当たり平均支出額(千円)	
①役員報酬	1,065 (1084)	79.7%	(83.4%)	85	(87)
②研修会等費	396 (414)	29.6%	(31.8%)	82	(61)
③道・水路管理費	928 (927)	69.4%	(71.3%)	258	(247)
④農地管理費	626 (654)	46.8%	(50.3%)	211	(206)
⑤鳥獣被害防止対策費	286 (271)	21.4%	(20.8%)	166	(179)
⑥共同利用機械購入等費	95 (117)	7.1%	(9.0%)	357	(320)
⑦共同利用施設整備等費	23 (53)	1.7%	(4.1%)	265	(318)
⑧多面的機能増進活動費	175 (176)	13.1%	(13.5%)	163	(171)
⑨その他	482 (388)	36.1%	(29.8%)	49	(39)

表中の()は28年度で全集落協定は1337協定



(3) 共同取組活動のための積立状況

機械導入のための積立が88協定(6.8%)と最も多く、次いで道路・水路、農地整備が47協定(3.6%)であった。

また、取組協定当たりの平均積立額は、施設が1,510千円と最も多く、次いで機械584千円の順となっている。

積立等内訳	協定数	全集落協定に占める割合		取組協定当たり平均積立額(千円)	
機械	88 (92)	6.8%	(7.1%)	584	(406)
施設	5 (14)	0.4%	(1.1%)	1,510	(543)
道路・水路、農地整備	47 (53)	3.6%	(4.1%)	444	(251)
災害	1 (1)	0.1%	(0.1%)	150	(50)
耕作継続	0 (0)	0.0%	(0.0%)	0	(0)
イベント	1 (1)	0.1%	(0.1%)	400	(200)
その他(災害に備えるための繰越等)	12 (85)	0.9%	(6.5%)	439	(114)
積立等実施協定数(実数)	197 (232)	15.2%	(17.8%)	494	(294)

表中の()は28年度で全集落協定は1337協定
積立等内訳には重複があるため、積立等実施協定計(実協定数)とは合致しない

[参 考]

中山間地域等直接支払制度(第4期対策:平成27~31年度)のあらまし

中山間地域の農業は、農地を耕作することで国土の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など、大切な役割を果たしています。

しかし、中山間地域は平地に比べて傾斜地が多く、まとまった農地も少ないことから生産費がかさみ、耕作されずに荒れている農地が増えています。

この制度は、中山間地域で農業生産を営む農業者に対し、平地との生産費格差の一部を国・県・市町村が共同で支払い、「適切な農地管理」「集落の共同活動」「将来の農業生産活動の体制整備」などに活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えようとするものです。

1 対象となる地域 ☆対象地域は、市町村によって異なります。

- (1) 法律(特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法)で指定された地域
- (2) 地域の実態に応じて知事が別に定める基準に該当する地域

2 対象となる農地

対象となる地域内で、次のいずれかに該当する1ヘクタール以上のまとまりのある農用地(農振農用地区域内)が対象です。

(1) 急傾斜農用地

傾斜が水田で1/20以上、畑・草地・採草放牧地で15度以上

(2) 小区画・不整形な田

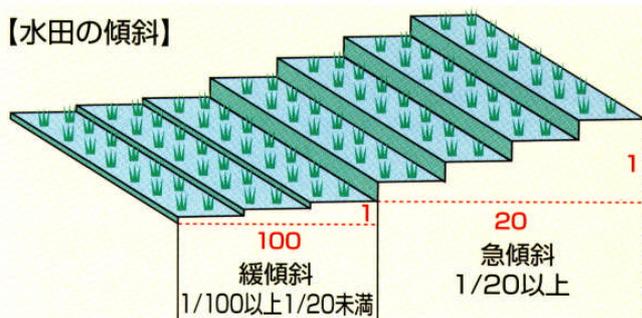
大多数が30a未満で、平均が20a以下

(3) 市町村長の判断により対象となる農用地

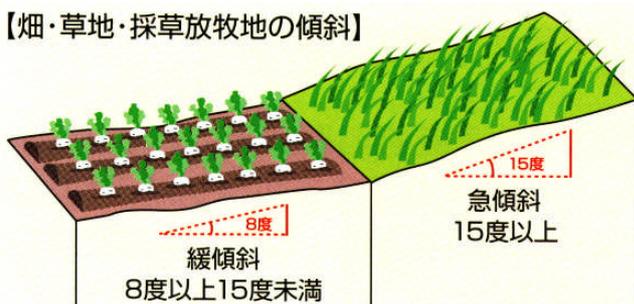
- ・ 緩傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上)
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地

農地のイメージ図

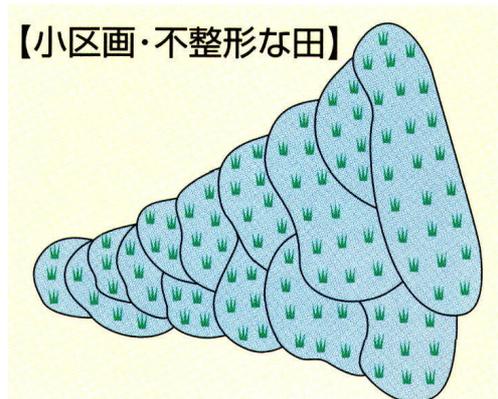
【水田の傾斜】



【畑・草地・採草放牧地の傾斜】



【小区画・不整形な田】



☆緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率の高い農用地は、市町村により扱いが異なります。

3 主な交付単価 10a当たり

地目	傾斜区分	基礎単価	体制整備単価	☆草地、採草放牧地も対象となります。 ☆面積には、畦畔・法面も含まれます。 ☆「小区画・不整形な田」「高齢化率・耕作放棄率の高い農用地」の単価は、緩傾斜と同じです。
田	急傾斜(1/20以上)	16,800円	21,000円	
	緩傾斜(1/100~1/20)等	6,400円	8,000円	
畑	急傾斜(15度以上)	9,200円	11,500円	
	緩傾斜(8度~15度)等	2,800円	3,500円	

4 対象者

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象です。

- ・農業者
- ・生産組織
- ・第3セクター
- ・農業生産法人 等

5 実施期間

平成27~31年度

6 対象となる活動

集落協定又は個別協定に基づいて、5年間以上継続される農業生産活動等

◎基礎単価が交付される活動

区 分		具体的に取り組む行為	
必須事項	農業生産活動等 (右の全ての項目を実施)	集落マスタープランの作成	集落の目指すべき将来像とその実現に向けた活動方策及び目標等の計画策定
		耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の貸借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
		水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
選択的必須事項	多面的機能を増進する活動 (右の項目の中から1つ以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等
		保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田オーナー制度、グリーンツーリズム
		自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動

◎体制整備単価が交付される活動（基礎単価が交付される活動に加えて実施）

要件	活動項目	活動内容	活動の水準	備考
必須要件	農用地等保全活動の実践	協定対象区域図に次の活動項目を記載する。 ①農地法面、水路、農道等の補修・改良の範囲又は位置 ②既耕作放棄地の復旧又は林地化の実施範囲 ③農作業の共同化や受委託等が必要な範囲 ④自己施工の箇所、整備内容及び受益する農地の範囲及び面積 ⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積 ⑥その他協定農用地の保全に必要な事項の範囲	図面の作成と実践	
選択的必須要件 (ABC要件から1つ以上選択)	A要件：①～⑤の中から2つ以上を選択。 ※但し、「①機械・農作業の共同化」のイ又は、「⑤担い手への農作業の委託」のイを選択する場合は1つ以上を選択 ※人・農地プランが策定されている場合は、その内容と整合を図ること。			
	①機械・農作業の共同化	ア 基幹的農作業のうち1種類以上に係る農業機械又は施設が共同利用される農地面積の増加	協定農用地の10%又は0.5haの多い方の増加	※
		イ 基幹的農作業のうち、田：3種類以上、畑：2種類以上等に係る農業機械または施設の共同利用の受益面積増加（※協定農用地以外の農地を含める場合、協定農用地割合が1/3以上必要）	協定農用地の30%又は3haの多い方の増加	※
	②高付加価値型農業の実践	新規作物の導入、有機農業等の高付加価値型農業を実施する協定農用地面積の増加	協定農用地の5%又は1haの少ない方の増加	
	③農業生産条件の強化	集落協定の参加者による共同作業でのほ場や水路・農道等の生産条件を向上させるための改良（自己施工）	受益面積が協定農地の5%又は0.5haの多い方の増加	
	④担い手への農地集積	協定農用地において、認定農業者等の担い手と集落協定参加農業者との間に利用権設定等がなされる農地面積の増加	協定農用地の5%以上の増加	
	⑤担い手への農作業の委託	ア 認定農業者等担い手と集落協定の参加農業者との間で基幹的農作業のうち1種類以上に係る作業受委託の契約面積の増加	協定農用地の10%又は0.5haの多い方の増加	※
		イ 認定農業者等担い手と集落協定の参加農業者との間に、利用権設定または基幹的農作業のうち、田：3種類以上、畑：2種類以上等5ヶ年以上の作業受委託契約がなされる農地面積の増加（※協定農用地以外の農地を含める場合、協定農用地割合が1/2以上必要）	協定農用地の20%又は2haの多い方の増加	※
	B要件：集落協定に新規参加者(女性、若者、NPO法人等)の1名以上の参加を得るとともに、①～③の中から1つ以上を選択し、新規参加者がその活動の主体となること。			
	①新規就農者等の確保	ア 集落協定に新規就農者（新規学卒就農、離職転入者及び新規参入者であって、新たに経営を開始した者）の参加	1名以上の参加	
※ア又はイを選択		イ 生産組織等のオペレーターの新規雇用、集落協定に参加する農業者において、新たに認定農業者及びこれに準ずる者として市町村が認定した者を確保	1名以上の確保	
②地場農産物等の加工・販売	地場農産物等の加工が可能な施設（農家レストランを含む）があり、当該施設において加工された加工品等の販売に取り組む	取組の実施		
③消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園の実施、NPO法人、企業等の耕作	協定農用地の5%又は0.5ha以上の多い方で実施		
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	高齢者でも安心して制度に参加できるよう、共同で支え合う仕組みを集落で取り決める	取り決めに協定書に位置付け	

※印は、協定の認定時に一定の実績がある場合、別途の活動水準が定められている。

◎加算単価が交付される活動(体制整備単価の要件を満たしている協定に適用される)

加算の種類	加算の要件	加算金の適用	加算単価	留意事項
集落連携・機能維持加算	ア 集落協定の広域化支援 集落協定が、他の集落内の対象農用地を含めて概ね50戸以上の規模の協定を締結し、協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、一定の基準を満たす取組を行う。	協定農用地の全てに加算	対象地目全てについて3,000円 ※1協定当たり200万円が限度	小規模・高齢化集落支援との重複は不可
	イ 小規模・高齢化集落支援 集落協定又は個別協定が、近隣の小規模・高齢化集落の農用地を協定農用地として取り込む。	協定に取り込まれた小規模・高齢化集落の農地面積に加算	田：4,500円 畑：1,800円	集落協定の広域化支援との重複
超急傾斜農地保全管理加算※	協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地の保全と当該農用地で生産される農作物の販売促進を行う。	傾斜基準を満たす田又は畑の面積に加算	田：6,000円 畑：6,000円	

※超急傾斜農地保全管理加算はH29年度から基礎単価の協定も取り組めるよう要件が緩和

7 返還の免責要件

5年間の協定期間中に農業生産活動が行われなくなった場合や農地を転用した場合は、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還する必要がありますが、次の免責事由に該当する場合には、返還が免除又は要件が緩和されます。

免責事由 ※一部抜粋		返還の範囲	金額	措置される次期
協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合				
	①②③以外	全協定農用地	全額	認定年度以降返還
①	農業者の死亡、病気、その家族の病気等 土地収用法に基づき収用もしくは使用を受けた場合 農業用施設用地とした場合等	-	免除	当該農用地について 当該年度以降交付停止
②	新規就農者又は後継者の住宅に供する場合 林業又は水産業用施設用地とした場合	当該農用地	全額	認定年度以降返還
③	15ha以上又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が集落戦略を作成した場合	当該農用地	全額	認定年度以降返還

集落協定の取組活動事例

○都市住民との交流イベントで地域活性化

きたしょうちゅうおう

北庄中央 集落協定 (久米南町)

協定面積：25.9ha 交付金額：686万円

「日本棚田百選」に選ばれた北庄の棚田も人手不足から耕作放棄地が増え、その復田と維持が課題だったが、都市住民のボランティア支援グループと協同で景観再生や農地維持、農作業等に取り組み、交流が進むほど棚田は蘇り、地域も元気になっている。

また、農薬を減らし、燻干しした北庄棚田米の評判も高い。

【主な取組実績】

- 耕作放棄地の復田
- 都市住民のボランティア登録 約300人

棚田と北庄棚田米



協同での稲刈作業



○山羊・羊による除草で効率的に農地を維持

おか

岡 集落協定 (赤磐市)

協定面積：8.1ha 交付金額：170万円

高齢化や不在地主等により管理困難な広大な農地維持のため、斜面の草を好むヤギと平地の草を食べるヒツジを放牧し、除草作業に力を借りている。

また、羊毛の作品作りや景観作物の作付け、ドローンを利用した防除作業、集落ぐるみで野菜栽培も実施し、学校給食への提供も行うなど、地域活性化につながっている。

【主な取組実績】

- 放牧除草 約70a
- ドローンによる防除作業 約1ha



○集落ぐるみで鳥獣害を防ぐ

せきもとちく

関本地区 集落協定 (奈義町)

協定面積：17.6ha 交付金額：281万円

当該地区では以前、ニホンジカやイノシシが田や黒大豆畑を荒らし、多大な損害を被っていたが、集落全体を高さ2mの柵で囲むことで被害がなくなった。

また、集落ぐるみで点検作業や罠の設置を行うことで効果を高めており、中断していた黒大豆づくりも再開した。

【主な取組実績】

- ワイヤーメッシュ柵設置 約3.5km

